

KARIYA CITY 2023 → 2042

FUTURE

NAVI

第8次刈谷市総合計画

KARIYA CITY 8TH COMPREHENSIVE PLAN

2

第2編

基本構想

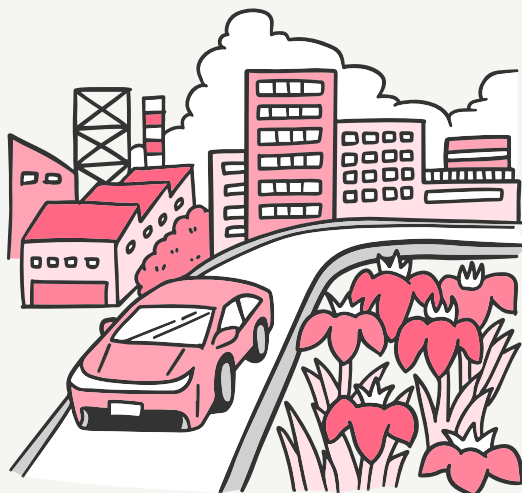
01

刈谷市のめざす将来都市像

人が輝く 安心快適な 産業文化都市



▶ 動画で解説 



本市は、平成23年（2011年）に策定した第7次総合計画で掲げた「人が輝く 安心快適な産業文化都市」の実現に向け、安心して快適な生活を支える環境の整備を推進し、本市の特性であるものづくり地域の維持発展に努めるとともに、ふるさとの歴史・文化を継承し、市民が主体的にまちづくりに参加できる都市をめざして、各分野でまちづくりを推進してきました。

第7次総合計画の策定から10年以上が経ち、現在の社会経済情勢は、少子高齢化の一層の進行やAI・IoTなどの未来技術の劇的な進歩など、変化が激しい時代を迎えており、本市が持続的に発展していくためには、社会全体のデジタル化を推進するなど、社会の変化に適切に対応する必要があります。特に、本市の発展を支えてきた製造業を中心とする産業については、未来技術を活用した事業の創出を支援しつつ、事業者とともにカーボンニュートラルなどの社会的課題を解決していく必要があります。

一方、人が輝くまちづくりにおいては、市民一人ひとりがいきいきと自己実現を図り、自立した毎日を過ごせるよう、ライフスタイルや価値観が多様化する中であっても、地域社会の一員としてお互いを認め合い、様々な活動に主体的にかかわるとともに、市民のみではなく、事業者や各種団体など多様な主体がまちづくりに参加し、連携することが必要です。

本市が、市民に愛され、「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れてみたい」と市内外の人から選ばれる魅力的なまちであり続けるためには、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供することが求められます。中でも、必要性の高い災害や感染症のような不測の事態に対する備えを十分に行うとともに、身近な憩いの場の整備や交通利便性の向上などに取り組み、日常生活における安心と安全で快適な公共空間を維持することが重要となります。

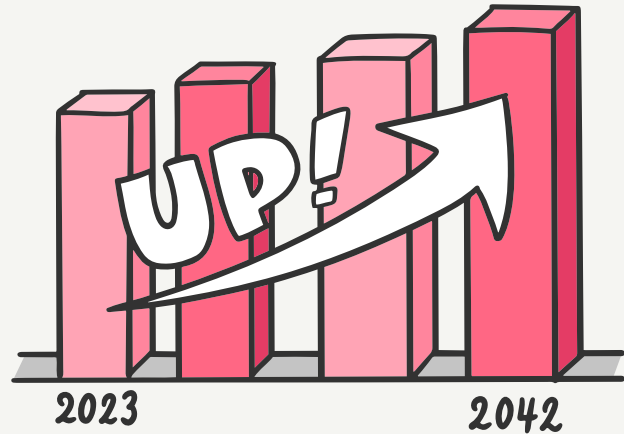
また、先人たちから受け継いできた歴史・文化は、まちへの誇りや愛着を育む重要な要素であることから、大切に守り、後世に伝えていくとともに、歴史・文化資源を磨き上げ、広く発信していくことも大切な責務です。

以上のことを踏まえ、社会経済情勢は第7次総合計画の策定時から変化は見られるものの、めざす将来都市像は今もなお変わらないことから、「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を継承し、市民が主体となったまちづくりのもと、SDGsの理念を踏まえ、未来に向けて持続的に発展する都市をめざします。

02

まちづくりの指標

基本構想の目標年次である
令和24年(2042年)に向け、
めざすべきまちづくりの指標を
以下のとおり設定します。



👤 目標人口

基本構想の目標年次である令和24年(2042年)に目標人口157,700人をめざします。

👤☆☆ 市民満足度

将来都市像の実現に向けて、以下の市民満足度をまちづくり指標として設定します。

令和4年
2022年

令和24年
2042年

住みごころ

住みやすさを実感している
市民の割合

85.7%

90.0%

居留意向

住み続けたいと思っている
市民の割合

88.1%

90.0%

市政への満足度

市政に対して不満と感じて
いない市民の割合

90.3%

91.0%

03

土地利用構想

これまでの土地利用は、人口増加や経済成長を背景に、主に都市の量的な拡大を前提として進めてきました。しかし、将来的な人口減少、超高齢社会の到来などを見据えると、日常生活に必要な機能が身近なところに確保され、誰もが安心して快適に暮らせる都市づくりが重要となります。また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、今後の土地利用は、日々の暮らしの中で潤いややすらぎを感じられるものとし、市民の満足度を高める質的成長の都市づくりを推進していく必要があります。

一方、本市を取り巻く状況として、刈谷スマートインターチェンジの開通や、今後はリニア中央新幹線の開業が予定されており、こうした取組は新たな広域交流を生み出すなど、都市のにぎわいや活力の向上に寄与するものと考えられます。

こうした状況の変化を好機と捉え、様々な課題に適切に対応するため、選択と集中による集約型の都市づくりを継続して進めるとともに、農地や樹林地などの自然的土地利用に配慮しつつ、住宅地や工業地などの都市的土地利用を適切に配置し、都市の持続的な発展につながるような土地利用をめざします。

都市的土地利用の
方向性

将来的な人口減少、超高齢社会を見据えた持続可能な都市づくりのため、都市経営コストや環境負荷などを抑える効率的な土地利用を図ります。また、市街地の成り立ちや現在の土地利用状況、将来の発展の動向を踏まえ、住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた基盤整備を図るとともに、都市づくりの核としての役割を担う拠点を適切に配置し、地域特性に応じた魅力ある土地利用をめざします。

また、子育て世代の定住や新たな交流、産業活動の展開を促し、都市の活力が未来に持続するような土地利用をめざします。

自然的土地利用の
方向性

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、遊水機能などの多面的な役割を持っています。農業の維持発展を支えるため、ほ場や用排水施設などの基盤整備を図るとともに、まとまりのある優良農地の維持・確保や都市農地の適正な保全に努めます。

また、都市化の進展とともに減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺は、レクリエーション、景観形成などの観点からも大きな役割を果たしています。多様な主体と連携しながら、市内に残る貴重な自然環境を保全するとともに、新たな緑の創出や緑化の推進に努めます。

04

まちづくりの基本方針と施策の体系

まちづくりの基本方針

将来都市像の実現に向けて取り組むまちづくりの基本的な方向性を、4つの基本方針と全てに共通する考え方を示すマネジメント方針として、以下のように掲げます。

基本方針 1



都市基盤

安心して暮らし続けられる
快適なまちづくり

快適な都市空間と市内外の円滑な移動環境の整備を進めるとともに、災害などのリスクに強い基盤整備を行うことにより、生活の質を維持・向上させることをめざし、都市と自然が共存した魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

基本方針 2



教育文化

生涯にわたって学び地域
への愛着を育むまちづくり

学力と豊かな心の育成をめざし、学校、家庭、地域との連携による質の高い教育を進め、生涯にわたって学習やスポーツに取り組める機会を多様な形で提供するとともに、本市の歴史・文化の継承と活用により、地域への誇りと愛着を深め、次代を担う人材を育むまちづくりを進めます。

基本方針 3



産業環境

人と技術でにぎわいを創り
未来につながるまちづくり

人と自然が調和し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に配慮するとともに、ものづくりによって培ってきた高い技術と能力の蓄積を有効にいかしつつ、農業、商業、工業のバランスが取れた産業の振興を図り、働き続けることのできるにぎわいのある明るいまちづくりを進めます。

基本方針 4



福祉安心

支え合い誰もが安心して
暮らせるまちづくり

子育て支援及び保健・福祉サービスの維持・向上を図るとともに、災害や感染症、交通事故、犯罪などに対する安全性を高めることにより、みんなで支え合いながら、多様性が尊重され、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

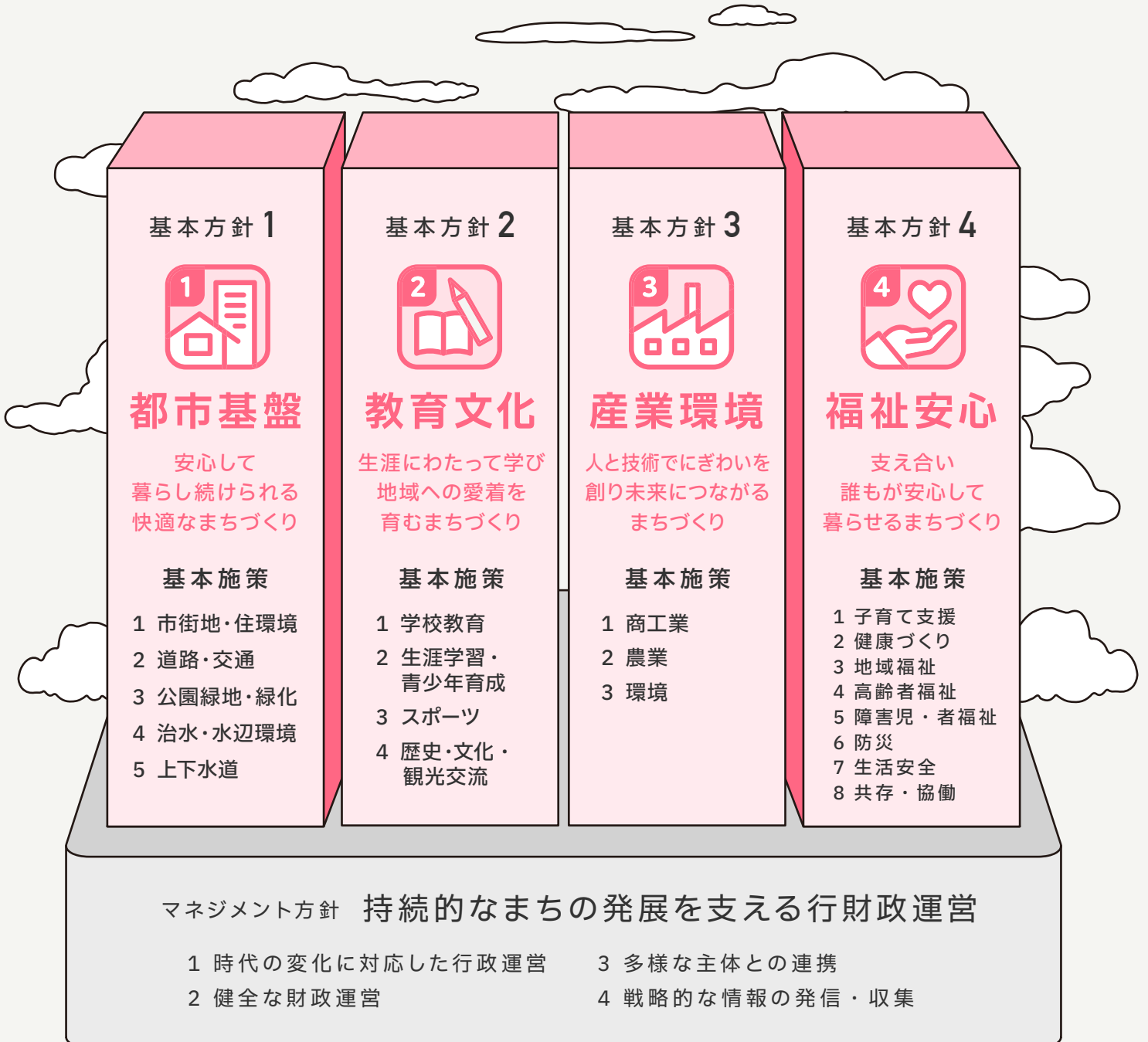
マネジメント方針

持続的なまちの
発展を支える
行財政運営

新たな技術の活用など時代の変化に応じた行財政運営に取り組むとともに、戦略的な情報の発信・収集や多様な主体との協力・連携を推進し、持続的に発展する豊かで魅力あるまちの実現に向けた仕組みづくりを進めます。

施策の体系

将来都市像の実現に向けて取り組む、4つの基本方針と1つのマネジメント方針について、施策の体系を以下に示します。



05

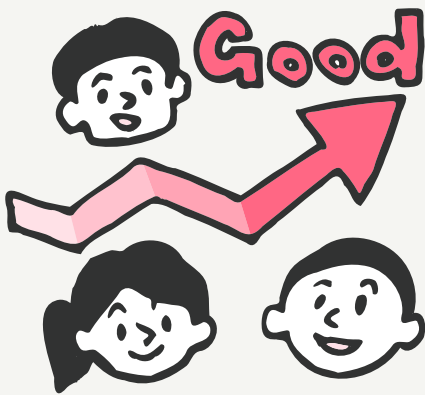
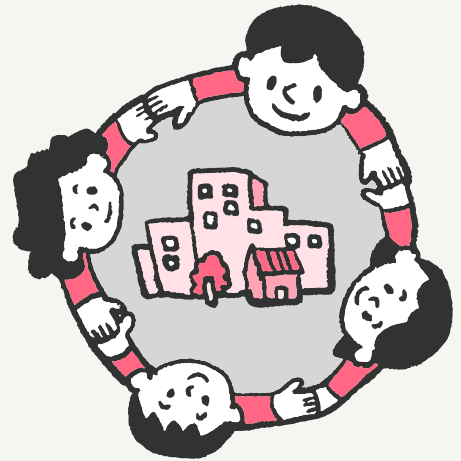
基本構想の推進にあたって

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を以下に示します。

多様な主体との共存・ 協働によるまちづくりの推進

これまで推進してきた「共存・協働のまちづくり」を継続することに加え、公民連携事業に取り組むなど、市民や事業者、各種団体などの各主体と行政がまちづくりの目標を共有し、互いに地域社会における役割を「自分ごと」として担い、今まで以上に協力・連携していくことが重要です。

さらに、社会経済情勢の変化に応じて、周辺自治体や様々な機関とより幅広く連携を図りながら、多様な主体との共存・協働によるまちづくりを推進します。



効率・効果的な行政運営の推進

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本」（地方自治法第1条の2第1項）とし、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第2条第14項）とされています。

基本構想の推進にあたっては、市民満足度の向上を図るため、より効率的で効果的な施策・事業を推進します。

達成すべき目標の明確化と 進行管理の実施

基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、選択と集中に基づく事務事業の実効性の向上を図るため、具体的な取組の達成水準を示す成果指標を設定し、行政評価制度との連動のもとで定期的な成果の検証・評価を行い、計画の進行管理に努めます。

そのプロセスにおいては、第三者による評価を実施するなど、客観性の確保に努めます。

